



自転車用ヘルメット着用促進

補助金制度のご案内



令和5年4月1日から努力義務化

自転車事故で死亡した方の約7割は頭部に致命傷を負っています。

この度、道路交通法が改正され、令和5年4月1日から全ての年齢でヘルメット着用が努力義務となりました。

自転車を利用するときはヘルメットを着用しましょう。



対象期間

・令和5年8月1日から令和8年3月31日まで

※令和5年8月1日以後に購入した新品のヘルメットが対象



補助対象者

- ・ヘルメットの購入日及び補助金の交付申請をする日において、市内在住者であること（申請は一人につき1個かつ1回限り）
- ・市税を滞納していない方



補助金額

- ・「SGマーク」等の安全認証がついた新品の自転車用ヘルメット1個に対して**2,000円**（ただし、2,000円未満のヘルメットの購入については、その額までを補助）
- ・ポイント等を利用した場合、値引き後の実際の支払金額が対象となります。

安全認証の一例

- ・SGマーク(一般財団法人製品安全協会 日本) ・CEマーク(EN1078) (欧州標準化委員会 EU加盟国等)
- ・JCF公認マーク・JCF推奨マーク(日本自転車競技連盟 日本) ・JISマーク(日本)
- ・CPSCマーク(1203) (アメリカ合衆国消費者製品安全委員会 アメリカ) ・GSマーク (ドイツ) など

【添付書類】 ※申請書兼請求書には印鑑が必要です。

- 振込口座の預金通帳・キャッシュカード等の写し
(金融機関名、店名、預金種目、口座番号及び口座名義(カナ)がわかるもの)
- 領収書やレシートなどの支払いが完了していることがわかるもの
※購入日、金額、購入品名(ヘルメットとわかるもの)が記載してあるもの
- 安全認証のマークが確認できるもの

※例：保証書、取扱説明書、認証シール等の写し、対象ヘルメットを持参しての提示も可

申請について
詳しくは↓

